

【 産業医の職務資料 】

健康管理

■ 健康診断の種類について

健康診断は労働安全衛生法などで事業者を実施が義務付けられている一般健康診断（労働安全衛生法第66条第1項）と特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2・3項）の2種類に加え行政指導による健康診断の3種類があります。

※ サナシオサイト『[Q 健康診断にはどんな種類がありますか](#)』の項ご参照

■ 健康診断及びその結果に基づく措置・就業上の適正配置への助言・勧告など（指針）

健康診断、面接指導、健康測定等の結果に基づき、作業環境や作業方法などの改善を含む事後措置、保健指導、健康教育など・労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告または衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。

※効果的に助言・勧告するには産業医の独断で行うのではなく、該当者、及び衛生担当者との十分な話し合いを行う

※サナシオでは書式のひな形をご用意しています。[サナシオサイトのトップページ](#)をご参照ください。

■ 海外派遣者等の健康管理について

● 海外派遣労働者の選考

海外生活における健康障害や不適應によって、海外派遣労働者が帰国を余儀なくされないように選考すべきです。

医学的には特に大きな持病がなく、精神疾患の既往のない、心身とも健康な労働者であれば派遣可能と判断される。定期健康診断記録、派遣前健康診断記録、既往歴、カウンセラーの面接記録などの総合的資料のもと産業医面接することが望ましい。

● 海外派遣労働者に対する派遣前教育

(H3.1.21 付 基発第39号「安全衛生教育の推進について」より)

対象者	実施時	教育内容	備考
海外派遣労働者	派遣前	派遣地の安全衛生対策等の職域における安全衛生情報、労働慣行及び医療事情、治安、交通事情等の生活環境における安全衛生情報に関する事項	対象者は企業の海外支店、現地法人及び海外提携企業などに派遣される労働者であり、原則として派遣元の企業で実施。

● 予防接種に関して

入国時などに予防接種を要求する国（地域）があるので、予め外務省等のホームページを確認する必要があります。また、接種の際は証明書を受け取るようにして下さい。

また、このように必ず必要な予防接種以外に自主希望接種があります。日本より感染の機会が増える場合がありますので感染予防目的として厚生労働省が海外渡航者に対して推奨しています。ただし、100%安全というものではありませんので個人希望を前提として、自己の判断・責任において受診して下さい。

予防接種は、有効な抗体がつくまでに2、3回の接種を必要とする場合が多いため、海外赴任が決まった早い段階で予防接種のスケジュールを組む必要があります。
 主なワクチンを下記になります。 詳細は外務省のホームページやリンク集内のホームページより確認して下さい。

ワクチン	対象	備考
A型ワクチン	途上国に中・長期滞在する人	2～4週間以上の間隔を開けて2回接種し、更に初回接種後24週間以上の後に3回目を接種する
破傷風	冒険旅行などで怪我をする可能性の高い人	0歳未満の人は、乳幼児期に三種混合の予防接種ですでに破傷風の予防接種は受けていますが、過去10年以内に追加の接種を受けていない人は追加の予防接種を受けることをお勧めします。最後の接種から10年間は有効です。30歳以上の方は2週間以上の間隔を開けて、2回以上接種されることをお勧めします。
狂犬病	動物と直接接触する機会の多い人	4週間間隔で2回皮下注。更に6～12ヶ月後に追加
B型ワクチン	血液に接触する可能性のある人	4週間隔で2回接種し、更に20～24週を経過した後に3回目を接種する
日本脳炎	流行地へ行く人（主に東南アジアでブタを飼っている地域）	1～4週間の間隔で2回接種。副作用の発現に時間がかかることがあるので出発10日前には終了しておく必要がある

※[サナシオクリニック](#)では海外赴任用のワクチンを実施しています。お問い合わせください

●海外派遣労働者に対する健康診断（労働安全衛生規則第45条の2項関係）

法律によって海外に6ヶ月以上派遣される方は、派遣前と派遣後、日本での健診が義務づけられています。その後の定期健診は、その国の法律に従って実施されるのが原則です。

●海外への携帯薬品について

持病がある人は必ずかかりつけ医と相談して処方してもらって下さい。また、英文の紹介状を必ず記入してもらうようにして下さい。

市販薬の1例

薬品の種類	効能
鎮痛剤	軽い頭痛・腹痛・筋肉痛などを抑えます。
抗生物質配合の軟膏	局所的な軽い切り傷や擦り傷に使われます。
目薬	疲れ目と抗生物質入りの目薬
化膿止め軟膏	抗生物質入りの軟膏。切り傷や擦り傷が化膿した場合に使用
鼻水止めの錠剤	風邪やアレルギー、水遊びによる鼻水のために
総合感冒剤	風邪症状
ステロイド系クリーム	虫刺されや日焼けによる局所的なかゆみを和らげる。過度の使用は避けること。
日焼け止め	SPF15以上のもの
電解質溶液の粉末	激しい下痢の間、水分の補給に。粉末状のものなどを、安全な水に溶かして使用する
トローチ	咽の痛み、乾燥防止
うがい薬	感染防止、口腔内衛生保持のため
虫よけスプレー	ウエストナイルウイルス、日本脳炎などの発生地区
その他	絆創膏、ガーゼ、包帯、軽い捻挫・打撲用に湿布薬、体温計など

- 市販薬においても必ず薬局の薬剤師と相談してから購入してください
- 抗生剤など市販薬では取扱していない薬品もあるのでカゼをひきやすい人や体調を崩しやすい人は1度かかりつけ医か産業医に相談してもらって下さい。

作業管理

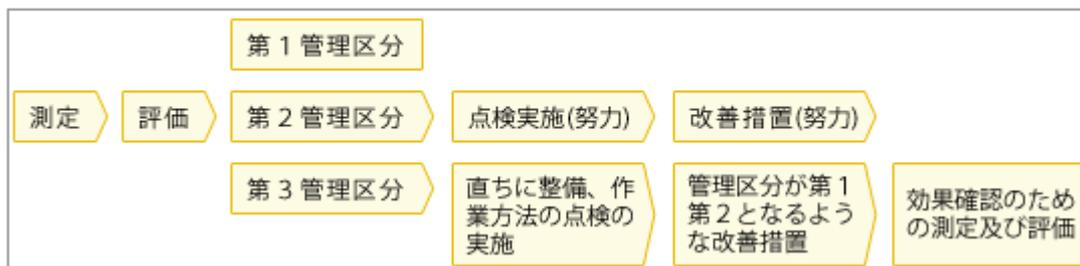
作業管理とは、職業性疾病の予防の観点から、作業自体を管理する事を目的として、作業方法や作業姿勢の改善、作業時間や保護具（防毒マスク等）の管理について助言・指導を行う。

作業管理について法律や通達などがあるので新しい作業が加わる場合は確認が必要。

作業環境管理

作業環境管理とは、作業環境中の有害要因を除去し、良好な作業環境を得るための管理をさす。有害要因の中には作業環境測定で はかりうるものから人間関係やストレスなどの心理面による環境もある。適正な作業環境が保たれるように助言・指導を行う。

●作業環境測定結果に基づいて行う事業者の措置



■メンタルヘルス

●労働者の心の健康の保持増進のための指針について（厚生労働省による詳細な案内）

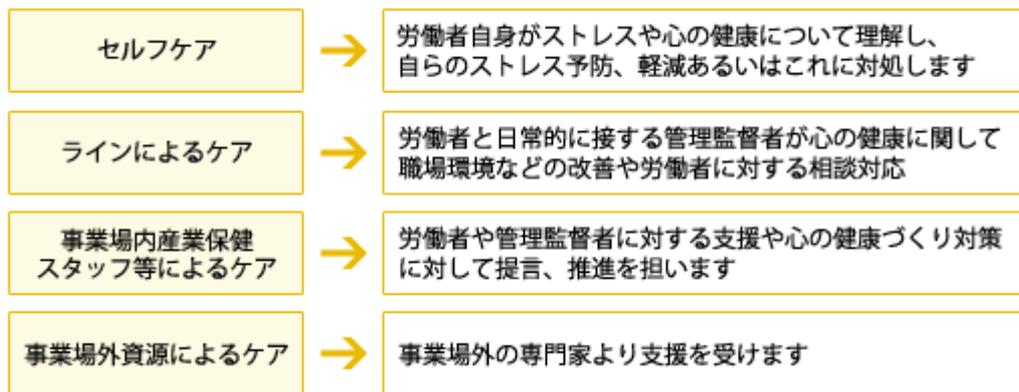
近年、労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超える状況にあります。更に、精神障害等に係る労災補償状況をみると、請求件数、認定件数とも近年、増加傾向にあります。このような中で、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は、今日、ますます大きくなっており、事業場においてより積極的に労働者の心の健康に保持増進を図ることは非常に重要な課題となっています。

このため、事業場におけるメンタルヘルス対策の適切かつ有効な実施をさらに推進するため、労働安全衛生法第70条の2第1項に基づく指針として、新たに「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が公示されました。

●4つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアは『セルフケア』『ラインによるケア』『事業場内産業保健スタッフ等によるケア』『事業場外資源によるケア』があります。

産業医は労働者・管理監督者の支援、及び事業場外資源との連携など重要な役割を担います。



● 職場復帰の流れ

心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き

(パンフレット http://www.jaish.gr.jp/information/mental/Return_all.pdf)

- 第1ステップ・・・病気休業開始及び休業中のケア
- 第2ステップ・・・主治医による職場復帰の判断
- 第3ステップ・・・職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成
- 第4ステップ・・・最終的な職場復帰の決定
- 職 場 復 帰
- 第5ステップ・・・職場復帰後のフォローアップ

● メンタルヘルスに対する姿勢

メンタル障害などの場合は、家族の方を含めた合意や連絡が必要な場合があります。

「休職」や「復職」の場合には主治医の診断書が必要になります。この場合、業務内容によっては就業を制限せねばならない場合もありますので、産業医へ意見書の提出を求め、診断書と共に保存します。就業にあたり具体的な病状が必要な場合は産業医から主治医に病状と業務に関する照会をします。この場合も本人を含めた話し合いの中での合意を基本とし、書面で記録を残します。

精神障害等の労災補償状況

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
精神障害等	請求件数	952	927	1136	1181	1272	1257
	決定件数	812	862	852	1061	1074	1217
うち自殺 (未遂を含む)	請求件数	164	148	157	171	202	169
	決定件数	178	161	140	170	176	203

出典：厚生労働省ホームページ

「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況（平成24年度）について」より

■ 定期巡視

安全衛生規則第 15 条により産業医は少なくとも毎月 1 回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに必要な措置を講じなければならないとされています。

■ 安全衛生委員会・衛生委員会

労働衛生管理体制の組織一員として産業医も参加する。

■ 過重労働者に対する医師面接

従来までは平成 14 年 2 月 12 日基発第 0212001 号『過重労働による健康障害防止のための総合対策』に基づいて実施されていましたが、法制化はされていませんでした。

しかし、平成 18 年 4 月 1 日に労働安全衛生法等の一部が改正され、新たに過重労働者に対する産業医面接が労働安全衛生法第 66 条には法制化されました。これに伴い平成 14 年 2 月 12 日基発第 0212001 号は廃止され新たに平成 18 年 3 月 17 日付け基発 0317008 号が策定されました。